

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
6 省エネルギー 対応条件整備支援	(1) 省エネルギー 対応農業生産 条件整備支援  農業経営に おける生産コ ストを低減し、 農業経営の継 続を図るため、 燃油使用量、電 気使用量又は 肥料費低減の 取組を推進す る。	補助	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)  <b>【施設整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費 の低減の取組に必要な機械・施設の整 備	・農地所有適格法人 ※ ・農業者等の組織す る団体 ・土地改良区  ※農業に常時従事 する者を1名以上 雇用している3戸 未満の農地所有適 格法人を含む。
		リース	<b>【機械整備】</b> ・一般地域 250～50,000千円 (5/10以内)  ・中山間地域 250～50,000千円 (5.5/10以内)	燃油使用量、電気使用量又は肥料費 の低減の取組に必要なリース用機械 の整備	・農業協同組合 ・民間リース会社  (認定農業者、認定 新規就農者、農地所 有適格法人※、農業 者等の組織する団 体、土地改良区) ※農業に常時従事 する者を1名以上 雇用している3戸 未満の農地所有適 格法人を含む。
	補助	<b>【機械整備】</b> 1,000～20,000千円 (5/10以内)  <b>【施設整備】</b> 1,000～20,000千円 (5/10以内)	漁業生産コスト削減のために必要 な省エネルギー施設・機器類の整備	・漁業法人 ・漁業協同組合 ・漁業者等の組織す る団体(内水面養殖 業を営む者の組織 する団体を含む)	
(2) 水産施設等省 エネルギー対 策整備支援  漁業生産コ スト削減によ る漁協等の経 営改善に資す るため、省エ ネルギー化の取 組を推進する。					

採択基準
1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上(受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上)の規模拡大に取り組むこと。
1 当該品目生産に係る燃油使用量、電気使用量又は肥料費を10%以上低減する計画を策定すること。 2 燃油使用量、電気使用量又は肥料費の低減を目標とした国の補助事業の対象となっていないこと。 3 土地利用型農業の取組の場合のみ、目標年までに一般地域2.5ha以上、中山間地域2ha以上(受益面積の過半が直払対象農用地の場合1ha以上)の規模拡大に取り組むこと。
1 過去3か年の実績平均又は従来品と比較して10%以上の省エネルギー効果が見込まれること。 2 省エネルギー施設・機器整備は、漁業及び養殖業の生産現場における機器整備に限る。 3 照明機器については、漁船における集魚灯及び共同利用施設における照明機器に限る。